

# 第 52 回京都フットボールリーグ 2017 1 部リーグ決勝ラウンド

## 実 施 要 項

1. 名 称 第 52 回京都フットボールリーグ 2017 1 部リーグ決勝ラウンド
2. 主 催 一般社団法人 京都府サッカー協会・京都フットボール連盟
3. 後 援 京都新聞
4. 協 賛 株式会社 モルテン

### 5. 試合日程

| 節 | 月 日              | 時間      | 試 合     |         | グラウンド | 審 判 | 競技委員 |
|---|------------------|---------|---------|---------|-------|-----|------|
|   |                  |         | チーム名    | チーム名    |       |     |      |
| 1 | 10 月 29 日<br>(日) | 11 : 00 | 京都市消防局  | 三菱自動車京都 | 佐川亀岡  | 協 会 | 連 盟  |
|   |                  | 13 : 30 | 久御山 F C | 京都府警    |       |     |      |
| 2 | 11 月 5 日<br>(日)  | 11 : 00 | 久御山 F C | 三菱自動車京都 | 園部陸上  | 協 会 | 連 盟  |
|   |                  | 13 : 30 | 京都市消防局  | 京都府警    |       |     |      |
| 3 | 11 月 19 日<br>(日) | 11 : 00 | 京都府警    | 三菱自動車京都 | 洛西浄化  | 協 会 | 連 盟  |
|   |                  | 13 : 30 | 京都市消防局  | 久御山 F C |       |     |      |

6. 競技方法
  - (1) 年間のリーグ戦成績を反映させ、上位チームに、予め勝点を付与する。  
 1 位 : 勝点 3、2 位 : 勝点 2、3 位 : 勝点 1、4 位 : 勝点 0  
 この勝点以外の成績等は、決勝ラウンドに反映しない。
  - (2) 第 52 回京都フットボールリーグ 2017 1 部リーグ上位 4 チームによる、1 回戦総当たりリーグ戦を行い、1 部リーグの最終順位を決定する。
  - (3) これまでのリーグ戦の勝点、警告累積は持ち越さない。
  - (4) 試合時間は 90 分とする。同点の場合は PK 方式により勝者を決定する。
  - (5) 勝点は 90 分で決した場合、勝ち 3 点、負け 0 点とする。  
 PK 方式で決した場合、勝ち 2 点、負け 1 点とする。
  - (6) 勝点の多い順に順位を決定する。但し、勝点合計が同一の場合、以下の順位で決定する。  
 ①得失点差 ②総得点 ③当該チームの対戦成績 ④抽選
7. 競技規則
  - (1) 2017 年度 公益財団法人 日本サッカー協会競技規則を適用する。  
 (2017/2018 の改正ルールを適用する)
  - (2) マッチコーディネーションミーティングを試合開始 70 分前に実施する。  
 ○両チームのユニフォームを主審が決定する。(FP/GK 正副一式を必ず持参すること。写真可)  
 ○諸注意事項の説明等を行う。  
 キックオフ 70 分前にメンバー表を「選手証」(写真付)とあわせて本部に提出する。
  - (3) 交代選手は交代要員 7 名の中から 3 名に限り交代できる。

(4)本リーグ戦において退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できない。その後の処置については、一般社団法人京都府サッカー協会規律フェアプレー委員会で決定する。一般社団法人京都府サッカー協会より処分を通知する。

(5)本リーグ期間中、警告を2回(累積)受けた選手は、次の1試合に出場できない。

8. 参 加 料 (1)参加料は40,000円とする。

9. そ の 他 (1)本リーグの優勝・準優勝チームは、京都社会人モルテンチャレンジカップ2017、第52回関西府県リーグ決勝大会に出場する権利と義務を有する。

○ 京都社会人モルテンチャレンジカップ2017・・・2017年11月25日(土) 洛西浄化

○ 第52回関西府県リーグ決勝大会・・・2017年12月3日(日)～2018年1月7日(日) 関西各地

(2)参加選手は当該チームに2017年9月21日(木)までに登録を完了していること。

(3)試合球は、京都フットボール連盟が用意する。(モルテンを使用)

(4)試合をする両チームは、それぞれ3名以上のボールパーツを準備し試合を円滑に進めること。

(5)出場チームは試合会場の設営・後片付け等、競技委員の指示に基づき協力すること。

(6)不正行為に対する処置、その他本要項にない事項については、一般社団法人京都府サッカー協会規律フェアプレー委員会により決定する。

以 上